

# JPCA NEWS

一般社団法人  
日本写真著作権協会  
Japan Photographic Copyright Association



photo: 田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058

## CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース	文化庁「文化審議会著作権分科会」報告 <a href="#">p2</a>
INTERVIEW インタビュー	画家 / 版画家・田沼利規に聞く <a href="#">p6</a>
COPYRIGHT REPORT 著作権レポート	セクシー田中さん事件・注目すべき著作者人格権 <a href="#">p10</a>
COPYRIGHT 著作権入門	知的財産権と著作権 <a href="#">p14</a>
QUESTION / ANSWER 一問一答	AI 生成物に著作権はあるのか? <a href="#">p15</a>
GALLERY ギャラリー	田沼 武能 <a href="#">p4</a> <a href="#">p8</a> <a href="#">p12</a>

### JPCA 会員団体

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)  
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)  
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)  
日本肖像写真家協会 (日肖像)  
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)  
全日本写真連盟 (全日写連)  
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)  
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)  
日本風景写真協会 (JNP)  
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)  
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

# 文化庁「文化審議会著作権分科会」報告

「第23期」第69回と「第24期」第70回の文化審議会著作権分科会に、写真家の棚井文雄（当協会常務理事）が出席した。この審議会は、クリエイター、アーティスト、メディア関連団体、各著作権関連団体の代表で構成されている。「第23期」より、棚井氏が委員に就任している。

## 【第23期】第69回 AIと著作権について文化審議会は「考え方」を発表。"難解"との意見も

2024年3月19日、第69回「文化審議会著作権分科会」が開催され、AIと著作権について様々な懸念を抱く声が噴出した。著作権者は「著作権が侵害される」、AI開発業者は「著作権を侵害するのではないか」、AI利用者は「利用することで意図せず著作権を侵害するのではないか」と語った。

これに対して、現状での判断レベルを文化審議会著作権分科会は「AIと著作権に関する考え方について」で示した。そして、「パブリックコメントでは約2万5千件の意見をいただいた。裁判例の集積、関連技術の発展、諸外国の状況を踏まえ、今後も引き続き検討を行う」と報告し、法改正には触れなかった。

続いて、著作権課長補佐が「考え方」についての報告を行った上で、各論点を4つに分類し、それぞれの項目に対して様々な考え方があることを示した。

### 生成AIに関する懸念点の論点整理

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1. 開発・学習段階      | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>非享受目的に該当する場合</li> <li>著作権者の利益を不当に害することとなる場合</li> <li>侵害に対する措置について</li> </ul>             |
| 2. 生成・利用段階      | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>著作権侵害の有無の考え方について</li> <li>侵害に対する措置について</li> <li>侵害行為の責任主体について</li> <li>その他の論点</li> </ul> |
| 3. 生成物の著作物性について |   |   |
| 4. その他論点について    |   |   |

報告後、委員からの意見表明に移ると、各立場から様々な発言があった。写真分野を代表して棚井氏が以下の発言をし、2018年に改正された著作権法の写真界に及ぼす影響を具体的に伝え、改善を求めた。

「当会では、(中略)10年前に『教育利用写真アーカイブ』を考案し、5年ほど前から写真家たちに作品の登録を呼びかけてきました。そして、SARTRASの補償金分配が2年目を迎えた今年、このアーカイブをリニューアルして本格稼働を始めたところです。これから教育現場の方々の声を聞きながら、安心して利用いただける写真を充実させていく予定です。また、文化庁の委嘱事業として行っています『日本写真保存センター』、このセンターに入っている写真の登録も進めています。『教育利用写真アーカイブ』には、当会11の会員団体のメンバーである写真家が、当会が発行している著作権者ID番号（写真家識別番号）によって作品を登録することができます。併せて、当会が所有する18,000人の写真家の情報をそこに入れていくことも検討しています。また、先日、アウトサイダーを含む数千人の写真家情報入手しましたので、これも併せて、重複がないかを確認した上で登録の準備を進めているところです。一方で、AIによって自分の著作物が自由に学習されてしまう、それが営利目的にも利用できてしまうという現状から、新たにインターネット上に、このアーカイブに、写真をアップロードすることを不安に感じている写真家がたくさんいます。そのことが、せっかくなかったアーカイブへの作品登録の足かせになっていると感じております。自分の著作物がAIに学習されてしまうこと、その学習によって生成された画像が営利目的にも利用できてしまうことへ不安を感じているクリエイター、アーティストが一定数いる以上、何らかの措置を早急に考えていただく必要があります」。

終わりに、著作権課長は「今の考え方そのものだとなかなかご理解をいただけませんので、それぞれの当事者にとって分かりやすいような形でポイントをまとめて発信していきたい」とコメントしたが、難解な「考え方」であることを認めたと言えるだろう。今後も相互理解と信頼関係を構築する上での努力が不可欠である。

### 【第24期】第70回 DX時代に対応した著作物の利用と権利保護などが審議される

2024年5月13日、文化庁「第24期」最初の「文化審議会著作権分科会」(第70回)が開催された。2つの検討課題について審議が行われた。1つ目は、23期からの継続審議事項であるデジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作物の利用の円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策と、著作権保護に向けた国際的な対応のあり方について。2つ目は、著作者不明等の場合における裁定に係る補償金の額についてである。オンラインを含め出席した委員23名からの発言があった。

写真分野からは棚井文雄氏が発言し、DX時代における写真界の取り組みを示した。

「当会は日本の主要な11の写真団体を会員とし、写真著作権の啓発と写真作品の適正な利用を図るべく活動しております。美術館や大学の芸術学部、また写真専門学校での講義、そして写真愛好家などに向けたセミナーを年に5、6回、全国で開催しています。その中で最近聞こえてくるのが、生成AIと著作権についてのセミナーを開催してほしいという要望です。写真家、写真愛好家の方々は、現在の日本のAIに関する著作権法には若干不安を抱いているようで、その辺をしっかりと説明してほしい、我々写真家・写真愛好家はどんな対策をすれば良いのかという質問が来ており、この春から当協会主催による生成AIと著作権に関するセミナーを開催していくことを決めています。また、先ほどお話にありました著作権者不明の件ですが、写真分野は、著作者あるいは著作権者が不明となっているケースがたくさん見受けられます。これは現在SARTRASの補償金

を分配する上で大変困っていることでもあります。当会は約2万人の写真家の情報を持っておりますが、最近新たに1万人の写真家の情報を入手し、重複がないか確認しております。今後このような動きを含めて、アウトサイダー、また著作権を継承する御家族がいらっしゃる写真家への対応も進めているところです。追及権についてですが、写真界の場合、日本と欧米とは少し異なりがありまして、欧米の写真家はエージェンシーあるいはギャラリーと契約することで仕事を受注したり、アーティストが作品を制作しています。日本の場合は組織に所属している方、あるいはフリーで活動している方が多く、日本の写真界に追及権というものがどのように当てはめられるのか、しっかりと検証していきたいと思います。AIの問題を含めまして、これから写真家たちと様々な議論をしていきますので、その内容について皆様と情報共有をさせていただければ幸いです」。

他の2名の委員からは、第69回の「AIと著作権に関する考え方」に対する発言もあった。「あれをちゃんと理解して説明できる人がどのぐらいいるのか。意味するところを砕いて3分で説明できる人は多分あまりいない」。「大変恐縮ですが、私はできません。AIがどういう形で著作権と向き合うのがいいのかというのは、またその都度検討していかなきゃいけないのかなと思っております」。

棚井氏が、昨年「文化審議会著作権分科会」の委員になったことで、写真界を代表する立場として、「写真家」が発言をする機会を得た。それまで、瀬尾太一氏(当協会前常務理事)が他界した後は、著作権を論議する場に写真家が不在のままであった。

今後、AIを取り巻く環境が著しく変化していくなか、AIと著作権は難解な課題だ。今後の「文化審議会著作権分科会」においても論議は続くと思われる。論議を重ねて多くの懸念が払拭されることに期待したい。

記：酒井憲太郎  
(日本写真著作権協会監事 / 写真家)



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
東京都中央区銀座  
1951年6月24日



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
東京都中央区銀座  
1955年5月21日



田沼利規氏

photo: 棚井文雄  
HJPI320610000334

画家 / 版画家

## 田沼利規に聞く

当協会前会長・田沼武能氏の三回忌を迎え、氏の作品を管理する田沼利規氏に自身と田沼武能作品への想いを聞いた。

### ——アーティストの世界に進むことになった、もしくは進もうと思ったきっかけは？

父（田沼武能）の影響とよく思われますが、僕が美術大学に入ったのはどちらかというと母の影響かもしれません。ただ、大学で美術を学ぶにつれて父の作品や精神への理解が深まっていきました。表現について考える時は、いつも父が芯にあったように感じています。美大入学と作家を志した時期は違って、入学してからある展覧会を見たのがきっかけで自分も作家を志しました。2004年東京ステーションギャラリーでの難波田史男展です。自分の心の内側をあらわにする表現と出会い、純粋に生きるということを考えられるようになりました。銅版画を学ぶために大学へ入りましたが、白黒の世界観に惹かれたのは、小さい時から家に積みあがっていた写真集をたくさん見て育ったからかもしれません。カラフルなものよりは白黒の世界に惹かれる感覚がありました。それと、これは学んでから気が付きましたが、版画も写真も print と表記しますし、印刷やグラフィックの歴史で考えると繋がっている部分があります。

### ——利規さんの作品には、作品の周囲を意識した広がりのようなものと、写真家が求める質感とか物質的な奥行きを感じます。

それは嬉しい見方ですね。広がりを感じられたのは、構図の取り方とか重心の置き方に、写真から影響を受けた部分があるからだと思います。もっとずっと広がっている世界の中の一部をトリミングして、絵になっているという状態です。絵にするというよりは絵になっている。そういうところを見つけて留めるという制作手法をとっています。それから、質感や物質性について。僕は作品で、画面に吸い込んでいくような目線の誘導をしたいと考えています。

絵画は物理的に絵の具が支持体に乗ることによってつくられますが、それをできるだけ少なくとどめておいて、支持体を含めた奥行きを感じてもらいたい。写真家が紙の白を大切にする感覚と同じかもしれません。そこで、銅版画だと半透明の雁皮紙という和紙を多用していますし、油彩でも蜜蝋を用いたメディウムを自製して制作しています。半透明な薄い膜の中で重層的な世界の広がりを感じられるように、素材とイメージとの関わりはとても大切にしている部分です。

### ——何かを追求する姿勢とその奥にある本質的なところが、田沼武能と共通していると感じます。

テーマを考える時、どうしても父の仕事がちらちらします。父が「人間讃歌」のように、人間をどう肯定していくかを作品のテーマにしていたので、そこよりもっと深めたところ、生命そのものの讃歌、あるいは生命とは何か、そういったことを考えながら制作をしています。

僕は父の存在と切り離れたところで自分の作品を見てもらいたいです。実は繋がっているというのが裏テーマとしてあります（笑）。自分の作品について父と話をしたことはあまりないですが、個展には必ず足を運んでくれました。肖像写真を撮ってもらったことはない。作家としてはまだ半人前だったのでしょね。

### ——現在は大学で教壇に立たれていますね。その中で、著作権について話されることはありますか？

今は武蔵野美術大学のグラフィックアーツ専攻で銅版画の実技指導をしています。絵本など紙媒体の作品を手掛けたいと志望する学生が多いので、その一環として、銅版画の技術を伝える講座を担当しています。

僕自身は著作権に関しては話す場がありません。でも個人的に、「これやばいよ」っていうのは見つけたら伝えていきます。これは作ってもいいけど作品としては発表できないよ、という風に。それは自分が学生の時に、ある作家の写真シルクスクリーンでそのままはっきり分かる形で使った学生の作品がチャリティーで1,000円で売られていて、これは教員が止めなきゃだめだろうと思った経験があるからです。なので、そういう学生がいたら伝えるようにしています。

—— 田沼武能は著作者人格権も大事にしていました。

応募者に著作者人格権の放棄を求めるような公募展やコンペの審査に写真家が関わったと聞いて、憤慨していましたね。審査を担当された方も、忙しくてそこまで見ていないのが現状だと思いますが、その一点だけはちゃんと守らないと、写真に対して文化的な責任と誇りを持ってやっているのか、その意義を理解していないと受け取られても仕方がないかもしれません。

言うべきことを言わないと、全部良くなりません。最終的に自分も辛い目に遭う。コンペの主催者側も著作権についてあまり分かっていない場合もあるでしょう。権利を取り上げるというのはすごく重いことです。人によって価値が違うことがあるかもしれませんが、著作権という言葉は、僕のように父がそういった活動をしてきた人にとっては、本当に重たい。それを引き継いだというのも重責ですけれど。

父は自分が決めた画角以外で使わないでください、文字を写真に載せないでください、写真は写真として作品なのです、ということをやっと言い続けていました。デザイン・構成上、仕方ない場合もちろんあると思いますが、写真はやはり写真家が発表した「作品」として受け止めてほしい。許可を取らずに素材として好き勝手に加工したりすることは、作品に対して暴力的な面もあると考えてほしいです。

—— 田沼武能は日本写真保存センターの設立者でもあります。

まずは日本写真保存センター設立の理念や、父を含めた設立者たちが考えていたことを踏まえて、今後も時代に応じた形で運営されることを願っています。

そして写真家の方全員に、想像してみしてほしいです。自分が仮に突然亡くなった時に、自分の作品がどうなってほしいかを。もう自分が死んだら全部捨てられていいという人もいていいけれど、他の人から見たらとても貴重なものという場合もある。例えば、お父さん、お母さんが写真家だったんだけど、ごちゃごちゃした荷物だけを残して突然いなくなっちゃったという時に、ネガを引き取ってくれるところがあって、そのネガが、作品が活用されて、父・母はこういう仕事をしていたんだって遺族も認識できるかもしれません。自分の親がどういう仕事をしているか、知らない方は意外に多いと思いますが、こんな素晴らしい仕事をしていたんだと、後になっても知ってもらえたら嬉しくありませんか。

—— 自身、アーティスト活動をされていて、田沼武能の作品や生き方を意識するなかで、田沼武能作品を今後どのようにしていきたいと考えていますか？

父がファインダーを覗きシャッターで切り取った世界を、自分なりの目線で魅力的に紹介できればと考えています。

アーカイブにも様々な考え方があって、発表された作品だけを残すという考え方もありますが、父の場合70年以上撮影していて作品が膨大にあります。まだまだ片付けの途中ですが、その中で良い作品なのに発表できていないものも多かったです。話題は少しずつありますが、父の場合、キャリアの長さに加えて写真著作権の保護、写真文化の啓蒙普及活動を長く働きかけていたこともあり、一人の写真家として作品をフラットに見てもらえていたのかどうか、疑問に思っているところが僕にはあります。

少し前の話ですが、2016年にフランスで開催されたLa Gacilly写真祭へ父に代わり出席しました。その時に写真の使われ方が日本とはもうまるっきり違って、例えばRennesという駅では、駅の壁全面が父の作品だったんです。6、7メートルくらいの天井近くまで延ばされた写真を貼る作業をしているのを見て驚きました。さらに、写真祭の会場La Gacillyでは、新緑が生い茂るブルターニュ地方の田舎町のあちこちに「東京の戦後」がずらりと並んでいて、その対比がとても格好良かった。純粋に自分が感動した経験から、父の仕事は今後もっと見せていかなきゃいけないと思うようになりました。

—— ありがとうございます。

聞き手：棚井文雄



《浮かぶ蘭》  
田沼利規  
モノタイプ  
雁皮紙  
24.5 × 36cm  
2024年

田沼利規（たぬま・としのり）

画家 / 版画家。1986年東京都生まれ。2011年多摩美術大学大学院博士前期修士課程修了。東京芸術大学版画研究室教育研究助手・非常勤講師を経て、現在は武蔵野美術大学GA専攻非常勤講師。個展を中心に発表を重ねている。

<https://tanumatoshinori.com/>



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
東京都中央区銀座  
1953年1月18日





# セクシー田中さん事件・注目すべき著作者人格権

日本テレビ正式報告書公表、欠如する作品への敬意

セクシー田中さん事件とは、日本テレビ系で2023年に放送されたドラマ「セクシー田中さん」の原作者である漫画家・芦原妃名子さんが2024年1月に亡くなった事件を指す。原作者の芦原さんは「同一性保持権」に基づいて漫画に忠実にすることを条件にドラマ化を認め、忠実でない場合は加筆修正するとしてスタートしたのだが、大幅に改変された脚本が提出されたため、全10話のうちの9話、10話に関して原作者自らが脚本を執筆。

その後、脚本家が経緯をSNSに投稿したことにより、ネットが過剰反応。さらに、原作者が切なる思いをSNSに投稿したところ、テレビ局や脚本家に誹謗中傷が集中する形となり、原作者が全ての投稿を削除して自ら命を絶ったというショッキングな出来事。芦原さんの最後の言葉は「攻撃しなかったわけじゃなくて。ごめんなさい。」だった。

この衝撃的な事件は、当初から原作者が持つ権利「著作者人格権」に含まれる「同一性保持権」に関わる事件として認識されており、ドラマの制作現場でどのような契約が結ばれていたのかに注目が集まっていた。

今回の日本テレビによる正式報告書公表を受け、漫画のドラマ化にあたり、原作者、出版社、テレビ局のドラマ制作現場において、「著作者人格権」および「同一性保持権」がどのように扱われたのかを中心に検証してみたい。

2024年5月31日に日本テレビ、続いて6月3日に原作漫画を連載していた小学館が、それぞれ調査結果を公表した。しかし、漫画をドラマ化した当事者である日本テレビの報告書では、原作者である芦原さんの権利（著作者人格権や同一性保持権）について一切触れられておらず、極めて不自然で煮え切らない印象の報告書となっている。

一方、小学館が公表した調査報告書では、「原作者は同一性保持権を有している」、「原作品の思想や世界観に関わる点においては原作者の意見が尊重されるべき」等々、原作者の芦原妃名子さんが

漫画の著作権を有していたか否かは確認できないものの、少なくとも「著作者人格権」における「同一性保持権」に基づいてドラマ化を求めたことが確認できる。

原作漫画を連載中であった小学館では、ドラマ化の初期段階から日本テレビに対して「みだりに改変することを禁じ、小学館と原作者双方の承諾なく改変できない」旨や、芦原さんが「原作へのこだわりが強い方」ということを伝えていたのだが、これらの重要事項が制作者側から実際の脚本を執筆した脚本家に伝わっていなかった疑いが指摘されている。

そもそも、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権など）とは「JPCA NEWS」で幾度となく取り上げている通り、著作者が精神的に傷つけられない権利であり、譲渡も相続もできず、行使を放棄することもできない「一身専属の権利」。

漫画のドラマ化にあたって真っ先に思い浮かべるのが、著作者人格権に含まれる同一性保持権（著作権法20条1項）で、著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする定められている。

## 同一性保持権の文言が見当たらない報告書

原作者の許諾なしにドラマ化することが不可能であるにもかかわらず、90ページにも及ぶ報告書本文中には原作者の「同一性保持権」に関しての記述が一切ない。

さらに、報告書内に「著作者人格権不行使契約書」のひな形まで掲載（P70）し、当該脚本家との間で「著作者人格権不行使特約」を結んでいれば、「本件脚本家の氏名表示（クレジット）の主張を契約上予防できた可能性がある」などと記述し、著作者にとって屈辱的な著作者人格権不行使契約があたかも「トラブル防止に有効なツール」であるかのような身勝手な主張を報告書の中で繰り返している。

著作者の当然の権利である「著作者人格権」の「不行使契約」をちらつかせていることから、日常

的に著作者人格権不行使を求めている可能性があり、この時点で原作者やクリエイターへの敬意が完全に欠如していたことが窺え、報告書サイトに掲載の日本テレビ社長による、原作者の生みの苦しみに寄り添うかのようなコメントが空しく響く。

当協会ではかねてから、著作物の改変や氏名表示を含めた「著作者人格権」の不行使を無限定かつ包括的に求めることは、著作権法の目的である著作者の権利保護の観点に照らして望ましいものではないとしている。さらに、強い言葉で記述するならば「著作者人格権不行使を求めることは公序良俗に反する行為」とも言えるのだ。

芦原さんは漫画に忠実にすることを条件にドラマ化を認めたのであるが、脚本家の書いた脚本の修正が頻繁に繰り返されたため脚本家の交代を求め、一部の脚本を自身で執筆することとなった。

そのようなトラブルの中、当該脚本家が原作者との間で紆余曲折ありながらも創作した脚本に関しては二次的著作物であり、脚本家は立派な著作者であり、権利者である。もちろん権利が及ぶのは「新たな創作部分だけ」ではあるのだが。

しかし、日本テレビ側は脚本家に対して未知の改変を含めた包括的な「著作者人格権」"不行使"を求める可能性に言及していることから、著作者人格権の意味を理解せず、人格権に配慮しない会社だということを世間に公言していると言っても過言ではないだろう。

#### 原作者・脚本家と契約書を締結しないまま制作終了

驚くことに報告書の P69 には「原作利用許諾契約書が締結されていなかった」ばかりか、「本件脚本家との間で脚本執筆にかかる契約書も締結されていなかった」との記述があり、極めてお粗末な状況でドラマ制作が進行していたことも明らかになっている。

結局、最後まで契約書が締結されないまま事件に至ってしまったのであるが、形だけ原作を拝借できれば「こっちのもの…」的な旧態依然とした制作現場の傲慢さが垣間見えるようだ。

#### 「著作者人格権」を弱めようとする動き

著作物を利用する側にとって「著作者人格権」は著作物を自由に改変して利用できない目の上のタコブ的な存在と映っているのか、あちらこちらで「著

作者人格権」"不行使特約"に関する有料セミナーが頻繁に開催されている。これらは既成事実の積み重ねで著作者人格権の有名無実化を図ろうという試みのようにも思える。

一方、「著作者人格権」を目立たなくしようとする動きもあり、その一例が今年 3 月に開催された写真家向けのセミナー（某著作権関連団体主催）だ。セミナーの中で「セクシー田中さん」事件についての言及があったのだが、著作者人格権（同一性保持権）が深く関わる事件と捉えられていたにもかかわらず、何故か翻案権での説明に終始し、日本テレビの報告書のように「著作者人格権」に触れられることはなかった。

一人の命が失われるというショッキングな事件は同一性保持権がらみでなく、翻案権等の契約上のトラブルで済ませたいとの意図が働いたのではないかと勘繰りたくなるような不自然な形でセミナーは終了した。

以上のように「著作者人格権」をめぐる状況は厳しさを増しているが、「著作権」や「著作者人格権」が絵に描いた餅にならぬよう、各ジャンルの著作権団体とも密に連携しながら、今後も声を上げ続けることが重要であろう。

記：加藤雅昭（写真家）



『セクシー田中さん』（著者・芦原妃名子 / 小学館）  
photo: HJPI320110001771

#### 【参考】

日本テレビドラマ「セクシー田中さん」  
社内特別調査チームの調査結果について  
2024年5月31日  
<https://www.ntv.co.jp/info/pressrelease/20240531.html>

小学館 特別調査委員会による調査報告書公表  
2024年6月3日  
<https://doc.shogakukan.co.jp/20240603a.pdf>



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
東京都中央区銀座  
1951年6月24日



田沼武能 / Takeyoshi Tanuma / HJPI320110000058  
東京都中央区水天宮  
1953年5月5日

# 知的財産権と著作権

知的財産権とは、創作物や発明を無断利用から守る権利の総称です。著作権も知的財産権のひとつですが、その特徴について説明します。

## 知的財産権について

知的財産権は、人の知的な創作活動によって生み出された成果が、他人に無断で利用されないようにする権利です。知的財産権には以下のようなものがあります。

### 著作権

- ・ 著作者の権利（著作物を保護）
- ・ 著作隣接権（実演等を保護）

### 産業財産権

- ・ 特許権（発明を保護）
- ・ 実用新案権（物品の形状等の考案を保護）
- ・ 意匠権（物品、建築物、画像のデザインを保護）
- ・ 商標権（商品、サービスに使用するマークを保護）

### その他

- ・ 回路配置利用権（回路配置の利用を保護）
- ・ 育成者権（植物の新品種を保護）
- ・ 営業秘密権（ノウハウ盗用などの不正行為を規制）

## なぜ知的財産権が必要なのか

知的財産権がなければ、創作者はその成果を他人に無断で利用され、経済的な利益を得られない可能性があります。同時に重要なのは、無断利用が創作者の人格を軽視するものであり、精神的な苦痛を与えることにもなるという点です。このような状況が続けば、創作者は意欲を失い、優れた創作や発明が生まれなくなり、社会が停滞することになります。

社会が健全な発展を遂げる上で、知的財産権は非常に重要です。

## 著作権と産業財産権の違い

産業財産権は工業や商業に関連する知的財産権で、技術革新の促進やブランド保護に重要な役割を果たします。

一方、著作権は文芸、美術、音楽などの創作的な表現（著作物）を保護する権利です。著作権は著作者の経済的権利を保護する「著作権（財産権）」と人格的権利を保護する「著作者人格権」によって構成されており、著作者人格権は作品が無断で公表されたり改変されたりしない権利などを含みます。

芸術的資産、文化的資産の発展を支える上では著作者人格権が極めて重要です。日本の著作権法は大陸法に基づいて「著作者の思想又は感情に対する表現を大切にすること」が根底にあり、ある意味では著作者人格権が著作権法の中核をなす権利であると言えます。

ところが、最近ではフォトコンテストへの応募要項や写真家が交わす契約書の中で、著作物の人格的価値を尊重することなく、無限定かつ包括的に「著作者人格権不行使」を求める行為が横行している現実があります。コンテスト応募者や契約を交わす写真家は、その意味を理解し、慎重に判断する必要があります。

産業財産権は原則として公式な申請および登録が必要です。例えば、特許権や商標権は、特許庁への出願と審査を経て初めて権利が発生します。

対して著作権は「無方式主義」になっており、特定の手続きを一切必要とせず、創作物が創作された瞬間から権利が発生します。著作権（財産権）の保護期間は著作者の生存期間およびその死後70年間で、産業財産権（最も長いのが意匠権で、登録日から25年）に比べて非常に長くなっています。

記：大國浩太郎（写真家）

## 【参考文献】

文化庁著作権課「令和6年度著作権テキスト」  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94081601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94081601_01.pdf)



# QUESTION

## AI 生成物に著作権はあるのか？

写真家が撮影した写真を読み込んで、AI が作り出した画像（写真）にも著作権はあるのでしょうか？ あるとしたら、カメラで撮影した写真と同じ権利でしょうか。これから写真はどうなるのでしょうか？



棚井文雄 / Fumio Tanai / HJPI320610000334  
シリーズ「Depth of a Town」より  
中国・広州 / 1991-94年

# ANSWER

## 人間の創造性なき AI 生成物には著作権なし

2018年、「改正著作権法」が成立し、日本においては、AIは著作者の許諾を得ることなく自由に私たちの「作品」を学習することが可能になりました。そして、同年末の「TPP 11」発効により、著作権の保護期間は写真家の死後70年に延長されました。アメリカ、EU加盟国なども70年ですが、メキシコは100年です。他国でも延長傾向にあり、ビジネス的な側面も大きいとはいえ、それだけ「著作権は重要なもの」なのだと思われ、受け止めています。

さて、「AI生成物に著作権はあるのか？」。現行の日本の著作権法では、「(人間による)思想又は感情を創作的に表現したもの」とされ、AIによる生成物に著作者は存在しないと解釈でき、これは、アメリカ、ヨーロッパでも共通の認識であったと言って良いでしょう。

ところがアメリカで、AI生成物をもって著作権局に「著作権登録」の申請が行われ、当局が拒否したことから訴訟が起きました。報道によれば、「人間の関与」を欠くことから著作権で保護することはできないとの判断がされましたが、著作権登録に関する争いは今後も続くでしょう。

また、AI作曲ツールを提供する「AIVA社」が、フランス著作権管理協会などに登録されています。これは、このツールで生成した曲の著作権がAIVAに帰属することを意味します。しかし、AIVAを無料、或いは低額で利用した場合には、「Copyright owned

by AIVA」(著作権はAIVAに帰属)ですが、€49(月額)を選択した場合には、「Copyright owned by You」(著作権はあなたに帰属)となるのです。

日本の著作権法においても、今後、AI生成時、もしくは生成後の「人間の関与」が争点になると思われそうですが、AIVAに見られるようにビジネス上ではすでにAI生成物の権利化が進んでいるということです。

「写真のようなAI生成物」に対する著作権について、既存の著作権法をベースに考えると、撮影した写真と同様の権利とされていくのかもしれませんが、生成を指示した者に所有権があるとする解釈もあり、著作権との関係で混沌とした状態です。

AIは、我々に写真のような画像や文章などを容易に生成できる世界も齎したとはいえ、一方で、一人の写真家が、或いはアーティストが人生を懸けて創作した著作物までも自由に学習しているこの状況は、著作者とその「作品」に対する敬意を欠いた、決して望ましい姿ではないと考えます。

「真」実を「写」す、時代の証言者であり社会への提言者であった、写真、写真家。写真とは何なのか、写真家とは何者なのか、なぜ写真を撮るのか、生成AIの出現によって改めて問われています。私は一人の写真家として、被写体と対峙しながらシャッターを押し続けていきたいと思っています。

記：棚井文雄 (写真家)



巡回展

# 「東京写真月間2024」

11/15 Fri - 12/1 Sun [開館時間]10:00-17:30/最終日15:00まで 期間中無休

写真文化首都「写真の町」東川町 東川町文化ギャラリー

[主催](公社)日本写真協会

## 第20回公募「写真の日」記念写真展2024

外務大臣賞、環境大臣賞、「国際女性の日」賞、SDGs賞、優秀賞、奨励賞、北海道在住の協賛会社賞・入選、「写真の町」東川町賞 計26点

## 国内企画展「写真の力で伝えようSDGs」

都内で開催した9名の写真家の展示をいたします。



コンドウダイスケ



大塚友記憲



長田達明



川口和之



堀内洋助



岡田満



香川良海



村上忍



出水恵利子

写真作品が  
オーファンワークスに  
ならないために  
氏名表示はとても重要です

撮影者を「親」、作品を「子」に例えて  
撮影者（権利者）が  
不明になった作品（著作物）を  
オーファンワークス（孤児著作物）と呼びます。  
このような作品は  
たとえその作品を利用したい人が現れても  
利用の許諾を得ることが難しく  
埋もれていく可能性があります。  
あなたの作品をそのような状況に置かないために  
作品公表の際には、必ず氏名表示をしましょう。  
写真著作権を大切に。

YOU  
ARE  
A  
COPYRIGHT  
OWNER

一般社団法人  
日本写真著作権協会

〒102-0082  
東京都千代田区一番町 25 JCII ビル 403  
<https://jpca.gr.jp>



JPCA NEWS vol.40 2024年9月  
発行 一般社団法人日本写真著作権協会  
発行人 田中秀幸  
編集人 棚井文雄  
URL : <https://jpca.gr.jp>  
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403  
TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

cover image

東京都千代田区丸の内 1953年2月24日

人がまるで水の流れるのようにも見え、パースが効いた画面に惹き込まれます。  
まだ若かった頃の父が、自分の表現を探っているような感じも見受けられます。  
(写真：田沼武能 / 文：田沼利規)